

ごみ袋が節約できます

市内で排出され、焼却処理されている可燃ごみ（年間約1万トンのうち、約3〜4割は紙ごみです。紙ごみは、そのほとんどが、分別すればリサイクルできる紙（古紙）です。新聞紙、ダンボール、紙パック（牛乳パックなど）、雑誌がリサイクルできることはよく知られていますが、もう一つ「ざつ紙」という品目があります。「ざつ紙」については知らない人も多く、その多くが可燃ごみとして処理されているのが実情です。

菓子の紙箱やハガキなど、私たちの生活の中では大量の紙ごみが毎日発生しています。これらがざつ紙として扱えるかどうかの区別については次ページを参照してください。

これらを分別回収し、資源化することでごみ袋の中身を大幅に減量することができます。一般的な家庭では、ごみ量が約半分になります。回収日ごとに2袋出している家庭では1袋で十分な量になり、ごみ袋の節約にもなります。

地域の資源ごみ回収活動

ざつ紙などの古紙を徹底的に分別回収し、ごみを減量するためには、市民一人一人の協力が必要不可欠です。まずは、地域団体やPTAなどが実施する資源ごみ回収活動（いわゆる廃品回収）をご利用ください。

実施団体には市から1キロあたり10円の報奨金が交付されます。資源ごみの売却収益とともに実施団体の活動資金となり、地域に還元されています。

11月スタート
古紙定期回収

市が行う古紙の回収については、「ごみダイエット通信」などで市内の無料回収場所などをお知らせしてきました。しかし、市民の皆さんから「次回の地域の資源ごみ回収活動（廃品回収）の実施まで保管場所が確保できない」「住んでいる地域に実施団体が無い」「市が指定する無料回収場所は遠くて持っていくのが大変」といった声がありました。



普段利用しているごみステーションで回収

「行けない」などの意見が寄せられていました。

そこで、11月から毎月1回、古紙の定期回収を実施します。

回収品目は、新聞紙、ダンボール、紙パック（牛乳パックなど）、雑誌・ざつ紙の4種類の紙類です。品目ごとの出し方や注意点については次ページを参照してください。

午前8時までにごみステーションへ

定期回収場所は、皆さんが普段使っているごみステーションです。回収日の午前8時までに出し

定期回収対象の古紙4品目

①新聞紙

出すまでの準備
・折り込みチラシも新聞紙と一緒にする。
出し方
・ひもで十字にしぼる。



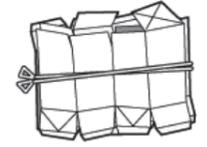
②ダンボール

出すまでの準備
・大きいものは小さく折りたたむ。
出し方
・ひもで十字にしぼる。
・少量（1〜2枚）の場合はそのまま出すことができます。



③紙パック（牛乳パックなど）

出すまでの準備
・水で洗い、乾燥させて切り開く。
出し方
・ひもでしぼる。
※500ミリ以下の紙パックや内側に銀色のフィルムが貼ってある酒のパックなどは可燃ごみです。



④雑誌・ざつ紙

出すまでの準備
・ハガキや小さな紙切れは雑誌の間に挟む。
出し方
・ひもで十字にしぼるか、紙袋に入れて封をする。
・シユレッターくずは、透明または半透明のビニール袋に入れる。
・雑誌とざつ紙は混合で出すことができます。
※ダンボール箱には入れないでください。

ざつ紙として扱えるもの

ざつ紙として回収できる主なものは次のとおりです。
コピー紙、名刺、ハガキ、封筒、チラシ、カレンダー、カタログ、ポスター、紙袋、ノート、ダイレクトメール、包装紙、シユレッターくず、菓子などの紙箱、ティッシュペーパーの箱、トイレットペーパーの芯、はし袋など。
※金属部分は不燃ごみです。
※ビニールやプラスチック部分は可燃ごみです。



ざつ紙として扱えないもの

紙製品でも、ざつ紙として回収できず可燃ごみとなるものもあります。次のとおりですので注意をお願いします。
ぬれた（汚れた）紙、写真、感熱紙、カーボン紙、圧着ハガキ、金色や銀色の紙（ガムの包み紙やたばこの内包紙）、紙コップなどのワックス加工品、ティッシュペーパーやキッチンペーパーなどの柔らかい紙、紙おむつなど。



ステーションで散乱しないよう、品目ごとに分けて、ヒモで十字にしぼるなどの飛散防止対策をお願いします。
お問い合わせ先
生活環境課
☎0869-22-1899

古紙定期回収日程（地区別）

地域	地区	定期回収日	本年度の回収日
牛窓地域	全域	第3水曜日	11月16日、12月21日、1月18日、2月15日、3月21日
長船地域	福岡・服部・八日市・長船	第2土曜日	11月12日、12月10日、1月14日、2月11日、3月10日
	福岡住宅・西須恵・東須恵・飯井・牛文・磯上・福里・土師	第4土曜日	11月26日、12月24日、1月28日、2月25日、3月24日